

◆美瑛町から転出される方へ◆

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村役場へ転出証明書又はマイナンバーカードを添えて、転入の届け出をしてください（正当な理由なく14日以内に届け出をしないときは、過料に処される場合がありますので、ご注意ください。）。

届け出の際には、本人確認のための身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）を持参してください。

No.	次の内容に該当する方	窓口	美瑛町での手続き	新住所地での手続き
1	印鑑登録をされている方	1番	印鑑登録証（カード）をお返しください。	新たに登録手続きをしてください。
2	個人番号カード 住民基本台帳カード	1番	手続きはありません。	転入届出時に持参してください。 （新住所の記載・継続利用手続） 個人番号カードの交付申請をしている場合は申請が取り消されるため新住所地で再度申請が必要です。
3	国民年金に加入または受給されている方	1番	国外へ転出される場合は手続きが必要です。	受給されている方は住所変更の手続きをしてください。
4	下宇莫別町営墓地を使用されている方	2番	住所の変更と代理人の申請が必要です。	
5	犬を飼われている方	2番	手続きはありません。	犬の転入手続きをしてください。
6	浄化槽を使用されている方	3番	保守点検料の精算が必要です。 休止の届出をしてください。	
7	民間賃貸住宅家賃助成対象者または奨学金返還支援事業対象者の方	4番	対象者である旨をお伝えください。	
8	児童手当を受給されている方	5番	児童手当消滅の届出をしてください。 新住所地での手続きのため、税務課で児童手当用所得証明書を交付請求してください。	児童手当用所得証明書を持参のうえ、新たに手続きをしてください。 月をまたぐ場合でも、15日以内の申請であれば申請月からの支給となります。
9	児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方	5番	住所変更の手続きをしてください。	転出先に必要な書類を事前にお問合せください。
10	生活保護を受給されている方	5番	印鑑をお持ちください。	
11	65歳以上の方 40歳以上で介護サービスを受けている方	6番	介護保険被保険者証を、お返しください。印鑑と通帳をお持ちになり介護保険資格喪失の届出をしてください。介護認定を受けている方には「受給資格証明書」を交付します。	受給資格証明書を持参のうえ、窓口で要介護認定申請の手続きをしてください。 ※転出先が東川町・東神楽町の場合、手続きは不要です。

No.	次の内容に該当する方	窓口	美瑛町での手続き	新住所地での手続き
12	国民健康保険・後期高齢者医療に加入されている方	7番	資格喪失の届出をし、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお返しください。	新たに手続きをしてください。
13	乳幼児・重度・ひとり親医療受給者証をお持ちの方	7番	資格喪失の届出をし、受給者証をお返しください。	転出先に制度の有無を確認のうえ、必要な書類（所得証明書等）を事前にお問合せください。
14	障がい者手帳をお持ちの方	7番	手続きはありません。	障害者手帳と印鑑を持参のうえ住所変更の手続きをしてください。
15	自立支援医療（更正医療・精神通院・育成医療）	7番	手続きはありません。	転出先に必要な書類（所得証明書等）を事前にお問合せください。
16	軽自動車やオートバイを所有されている方	10番	住所変更又は廃車手続きが必要です。	125CC以下のオートバイを新住所地で使用する場合は、美瑛町のナンバーを返還する廃車手続きをして、新住所地で新たにナンバーを取得してください。
17	国外へ転出される方	10番	収入があった方・固定資産の所有者は納税管理人（代納人）の設定が必要ですので身分証明書をお持ちください。	
18	防災無線受信機をお持ちの方	2階 総務課	防災無線受信機をお返しください。	
19	町立小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	2階 教育委員会	学校から「在学証明書」と「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」をお受取りください。	新住所地の市区町村教育委員会におたずねください（在学証明書等を持参し、新しく通学する学校の指定を受けてください。）
20	水道、下水道を使用されている方	3階 建設水道課	料金の精算が必要です。 使用廃止・休止をする場合は手続きが必要です。 ※手続きがない場合は基本料金が発生します。	新たに手続きをしてください。
21	農業者年金を受給されている方	美瑛町 農業協同組合	美瑛町農業協同組合営農畜産部にて住所変更の手続きをしてください。 また、転出市町村の最寄りの農協でも手続きが可能です。 美瑛町農業協同組合営農畜産部 電話 68-7014 〒071-0298 美瑛町中町2丁目6番32号	

(R6.4)

- ◆ 転出証明書の記載内容が変更となった場合、新住所地で変更事項を申し出て転入の届出をしてください。
- ◆ 転出をとりやめるときは、速やかに転出証明書と印鑑を持参のうえ転出取り消しの手続きをしてください。
- ◆ **税金・保険料の未納がある方は、税務課にお立ち寄りください。**